

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	こども医療費助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、こども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	こども医療費助成に関する事務	
②事務の概要	18歳到達後最初の3月31日までのこどもを現に監護する保護者からの申請により、通院・入院時の医療費を助成する。特定個人情報ファイルは、新規申請時の審査における医療保険情報や生活保護情報の確認、高額療養費申請時の審査における所得情報の確認に活用する。	
③システムの名称	GPRIME福祉総合、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
受給者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富士宮市条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1項 別表第4の項 ・条例施行規則(平成28年富士宮市規則第26号。)第3条第3項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第9項(施行日より) ・富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富士宮市条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1項 別表第4の項 ・条例施行規則(平成28年富士宮市規則第26号。)第3条第3項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部こども未来課	
②所属長の役職名	こども未来課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	保健福祉部こども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	保健福祉部こども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[] 十分にである [] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分にである 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[] 十分にである [] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分にである 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介入する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[] 十分に行っている [] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[] ⑨ 従業員に対する教育・啓発 [] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分にである [] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分にである 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む媒体は施錠保管をすること、廃棄時はシュレッダーを利用する又は溶解処理することを徹底する等、富士宮市情報セキュリティ基本方針と同対策基準、及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則って、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	I 関連情報 I-5 評価実施機関における 担当部署 ② 所属長	子ども未来課長 松永昌人	子ども未来課長 赤池英明	事後	
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	I 関連情報 I-5 評価実施機関における 担当部署 ② 所属長の役職名	子ども未来課長 赤池英明	子ども未来課長	事後	
平成30年10月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年10月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	II しきい値判断項目 II-2 取扱人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和1年6月30日 時点	事後	
令和1年6月30日	IV リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月30日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱人数 いつの時点の計数か	令和1年6月30日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱人数 いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月15日	I 関連情報 I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(施行日より) ・富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富士宮市条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1項 別表第5の項 ・条例施行規則(平成28年富士宮市規則第26号。)第3条第4項	・番号法第19条第9号(施行日より) ・富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富士宮市条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1項 別表第5の項 ・条例施行規則(平成28年富士宮市規則第26号。)第3条第4項	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱人数 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱人数 いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 I-5 評価実施機関における担当部署 ① 部署	保健福祉部子ども未来課	保健福祉部こども未来課	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 I-5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	子ども未来課長	こども未来課長	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部子ども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	保健福祉部こども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部子ども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	保健福祉部こども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務	こども医療費助成に関する事務	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高校3年生までの子どもを現に監護する保護者からの申請により、通院・入院時の医療費を助成する。特定個人情報ファイルは、新規申請時の審査における所得情報や医療保険情報、生活保護情報の確認に活用する。	18歳到達後最初の3月31日までのこどもを現に監護する保護者からの申請により、通院・入院時の医療費を助成する。特定個人情報ファイルは、新規申請時の審査における医療保険情報や生活保護情報の確認、高額療養費申請時の審査における所得情報の確認に活用する。	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 I-4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号(施行日より) ・富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富士宮市条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1項 別表第5の項 ・条例施行規則(平成28年富士宮市規則第26号。)第3条第4項	・番号法第19条第9項(施行日より) ・富士宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年富士宮市条例第44号。以下「条例」という。)第3条第1項 別表第4の項 ・条例施行規則(平成28年富士宮市規則第26号。)第3条第3項	事後	
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 II-1 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 II-2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	無し	新規追加	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策 9. 監査	8.監査	9.監査	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発	9.従業者に対する教育・啓発	10.従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	無し	新規追加	事後	